

栃木県公報

平成26年
3月31日(月)
号外
第29号

目次

規 則

- 栃木県病院事業財務規則の一部改正..... 1
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則等の一部改正..... 14
- 身体障害者福祉法施行細則の一部改正..... 25
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部改正..... 25
- 栃木県財務規則の一部改正..... 34

告 示

- 栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示の一部改正..... 35
- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 37
- 旅館業法施行条例第6条第1項第3号の規定による施設の指定に関する告示の一部改正..... 37

規 則

栃木県規則第二十三号

栃木県病院事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県病院事業財務規則の一部を改正する規則

栃木県病院事業財務規則（昭和六十一年栃木県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

「第八章 予算（第七十三条―第七十九条）	「第八章 引当金（第七十三条）	
目次中 第九章 決算（第八十条―第八十三条）	を 第九章 予算（第七十四条―第八十条）	に
第十章 雑則（第八十四条―第八十七条）」	第十章 決算（第八十一条―第八十四条）	
	第十一章 雑則（第八十五条―第八十八条）」	

改める。

第五十三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第六十五条第一号中「建設仮勘定並びに耐用年数一年以上かつ取得価額十万元以上の工具、器具及び備品（図書を除く。）」を「耐用年数一年以上かつ取得価額十万元以上の工具、器具及び備品（図書を除く。）、リース資産（ファイナンス・リース取引によるものに限る。以下同じ。）、建設仮勘定並びにその他の有形資産であつて有形固定資産に属する資産とすべきものをいう。」に改め、同条第二号中「及び施設利用権であつて有償で取得したもの」を「施設利用権、リース資産及びその他の無形資産であつて無形固定資産に属する資産とすべきものをいう。」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 投資その他の資産 投資有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）、出資金、長期貸付金、基金及びその他の固定資産であつて投資その他の資産に属する資産とすべきもの並びに有形固定資産若しくは無形固定資産又は流動資産に属しない資産をいう。

第六十七条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四号中「無償で譲り受けた」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第七十二条中「翌年度」を「翌月」に改める。

第八十七条を第八十八条とし、第八十四条から第八十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第十章を第十一章とする。

第八十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次

の一号を加える。

七 キャッシュ・フロー計算書

第八十三条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第七号に掲げるキャッシュ・フロー計算書の作成については、第七十四条第三項の規定を準用する。

第九章中第八十三条を第八十四条とし、第八十二条を第八十三条とする。

第八十一条中「次の各号に」を「次に」に改め、第五号を第六号とし、同条第四号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 資産の評価

第八十一条を第八十二条とし、第八十条を第八十一条とする。

第九章を第十章とする。

第八章中第七十九条を第八十条とし、第七十四条から第七十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第七十三条に次の一項を加え、同条を第七十四条とする。

3 前項の予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第八章を第九章とする。

第七章の次に次の一章を加える。

第八章 引当金

第七十三条 退職給付引当金の計上は、簡便法によるものとする。

別表第一第一項部長専決事項の欄第三号を削り、同表第四項を削る。

別表第二第十四項を次のように改める。

14 引当金の増強に要するに。

別表第二第十五項中「1年の総額30万円以下の」を削る。

別表第三収益の項中「かかむ」を「あむ」に、「洗たく料」を「洗濯料」に、「附添人等」を「付添人等」

<p>に、</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">126</td><td style="text-align: center;">消費税及び 地方消費税 還付金業 その他医 外 収 益</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">127</td><td style="text-align: center;">有 売</td></tr> </table>	126	消費税及び 地方消費税 還付金業 その他医 外 収 益	127	有 売	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">126</td><td style="text-align: center;">長期前受金 戻 入</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">127</td><td style="text-align: center;">消費税及び 地方消費税 還付金業 その他医 外 収 益</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">128</td><td style="text-align: center;">有 売</td></tr> </table> <p>に改め、</p>	126	長期前受金 戻 入	127	消費税及び 地方消費税 還付金業 その他医 外 収 益	128	有 売
126	消費税及び 地方消費税 還付金業 その他医 外 収 益											
127	有 売											
126	長期前受金 戻 入											
127	消費税及び 地方消費税 還付金業 その他医 外 収 益											
128	有 売											

〔企業債手数料及び取扱費〕	リース資産利息	職員、付添人、実習生等に対する給食のため消費する食品の費用及び給食用具であつて1年以内に消耗するもの又は1単位の取得価格が概ね2万円未満のもの費用	222 線 延 勘 定 却 債	〔企業債手数料及び取扱費〕	企業債発行差金 開 発 費 償 却 却 退 職 給 与 金 却 償 試 験 研 究 費 償 却 却 災 害 損 失 償 却 却 控 除 対 象 外 消 費 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額 償 却 却	職員、付添人、実習生等に対する給食のため消費する食品の費用及び給食用具であつて1年以内に消耗するもの又は1単位の取得価格が概ね2万円未満のもの費用
222 患者外給食材料費	223 交 付 金 消費税及び地方消費税 224 長期前払消費税額償却 225 雑 損 失	前記の科目に属さない費用	223 患者外給食材料費	224 交 付 金 消費税及び地方消費税 225 雑 損 失	前記の科目に属さない費用	

に

を

天災その他特別な理由による巨額の臨時損失
前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの

232 臨時損失
233 過年度損益修正損
234 その他特別損失

を

前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの

232 減損損失
233 災害による損失
234 過年度損益修正損
235 その他特別損失

に改め、

同表資産の項、負債の項及び資本の項を次のように改める。

資 産

固定資産	款	項	目	節	備 考
310 有形固定資産	311 土地	建物減価償却累計額	建物（附属設備を含む。）		
		312 建物	煙突、貯水池、門等		
		313 建物減価償却累計額	建物以外の工作物であつて土地に固定されたもの		
		314 構築物	機械、器具、じゆう器等		
	315 構築物減価償却累計額	器械備品	自動車等		
		316 器械備品減価償却累計額			
	318 車両	319 車両減価償却累計額	診療用の放射性同位元素		
		320 放射性同位元素	ファイナンス・リース取引におけるリース資産		
	321 放射性同位元素減価償却累計額	リース資産			
		322 リース資産			

<p>323 リース資産 減価却累計額</p> <p>324 建設仮勘定</p> <p>325 その他有形 固定資産</p> <p>326 その他有形 固定資産減 価却累計 額</p>	<p>上記以外の有形固定 資産（立木を 含む。）</p>			<p>330 無形固定 資産</p>	
<p>331 借地権</p> <p>332 地上権</p> <p>333 電話加入権</p> <p>334 ソフト ウェア</p> <p>335 リース資産</p>	<p>有償で取得したもの (以下同じ。)</p> <p>ファイナンス・リー ス取引におけるリー ス資産</p>				
<p>336 その他無形 固定資産</p> <p>341 投資有価証 券</p> <p>342 長期貸付金</p> <p>343 貸倒引当金</p> <p>344 出資金</p> <p>345 基金</p> <p>346 長期前払消 費</p> <p>347 敷金</p> <p>348 その他投資</p>				<p>340 投資その他 の資産</p>	<p>電話債券等</p>

349 減価償却累計額

流動資産

款	項	目	節	備 考
410 現金預金	411 現金	定期預金		
	412 預金	通知預金 普通預金 当座預金		
420 未収金	421 医業未収金			医業収益に係る未収額
	422 医業未収外金			医業外収益に係る未収額
	423 その他未収金	未収消費税及び地方消費税還付金 その他医業外未収金		上記以外の未収額
430 貸倒引当金				
440 有価証券				国債、地方債、株式、社債等随時現金化できる有価証券で一時的に所有するもの。ただし、1年を超えて所有するものを除く。
450 貯蔵品				

451 薬品	薬品（薬費参照）のたな卸高		
452 診療材料	診療材料（診療材料参照）のたな卸高		
453 給食材料	給食材料（給食材料及び患者外給食材料費参照）のたな卸高		
454 医療備品	医療消耗備品（医療消耗備品費参照）のたな卸高		
455 消耗備品	消耗備品（消耗備品費参照）のたな卸高		
456 燃料	燃料（燃料費参照）のたな卸高		
457 原材料	施設管理等に必要な資材のたな卸高		
458 その他貯蔵品	上記以外のたな卸高		
460 短期貸付金			
461 一般貸付金			
462 他会社貸付金			
470 貸倒引当金			
480 前払費用			
481 前払保険料			
482 その他前払費用			
490 前払金			
491 前払消費税及び地方消費税			
492 その他前払金			

500 未収収益				
510 貸倒引当金				
520 その他の流動資産	521 保有価証券	出納取扱金融機関の担保証券等		
	522 仮払消費税及び地方消費税			
	523 特定収入仮払消費税及び地方消費税			
	524 その他流動資産	前記の科目に属さない流動資産（過誤払金に係る回収額を含む。）		

債

負

固定負債	款	項	目	節	備	考
610 企業債		611 建設改良費等の財源に充てるための企業債				
		612 その他の企業債				
620 他会借	計入金	621 建設改良費等の財源に充てるための他会計借				

630	リース債務	入 金 622 その他の他 会計借入金			ファイナンス・リース取引におけるリース債務
640	引当金	641 退職給付引当金 642 特別修繕引当金 643 その他の引当金			
650	その他固定負債				前記の科目に属さない固定負債（住宅公団年賦支払金（元本）も含む。）

流動負債

款	項	目	節	備 考
710	一時借入金			
720	企業債			
	721 建設改良費等の財源に充てるための企業債			
	722 その他の企業債			
730	他会計借入金			
	731 建設改良費等の財源に充てるための他会計借			

740	リース債務	732	入金 その他の 会計借入金				リース・リース取引におけるリース債務
750	未払金	751	医業未払金				通常の取引に基づいて発生した医業費用の未払額（たな卸資産に係る未払額を含む。） 固定資産に係る未払額等
		752	医業未払外金		未払消費税及び地方消費税 その他医業外未払金		
		753	その他の未払金				
760	未払費用						未払賃借料、未払利息、未払委託費等
770	前受金	771	医業前受金				
		772	医業前受外金				
		773	その他の前受金				
780	前受収益						
790	引当金	791	退職給付引当金				
		792	賞与引当金				

793 修繕引当金				
794 特別修繕引当金				
795 その他の引当金				
800 その他流動負債	801 預り金	預り保証金 預り諸税 その他 預り	出納取扱金融機関の 担保証券等	前記の科目に属さない流動負債
	802 預り有価証券			
	803 仮受消費税及び地方消費税			
	804 その他の流動負債			

繰延収益

款	項	目	節	備	考
910 長期前受金					
920 長期前受金 収益化累計額					

資 本

資本金

款	項	目	節	備	考
1000 資本金					

剰余金

款	項	目	節	備	考
1100 資本剰余金	1101 再積立資産 1102 受贈財産 1103 寄附金 1104 補助金 1105 負担金 1106 その他 資本剰余金				
1200 利益剰余金	1201 減債積立金 1202 利益積立金 1203 建設改良積立金 1204 その他積立金 1205 当年度未処分利益剰余金 [又は当年度未処理欠損金]	繰越利益剰余金 年度末高残 [又は繰越欠損金 年度末残高]			当年度純利

別添様式紙に於て「第23条」や「第22条」に於て
 別添様式紙に於て「3 身体合併」や「3 身体合併症」に

病状の概要					
	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生
(男・女)		続柄	年 月 日生		
住所					

也

記載上の留意事項

- 1 入院年月日の欄及び入院形態の欄は、退院申出時のものを記載すること。
- 2 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。
- 3 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。

病状の概要					
-------	--	--	--	--	--

に改

記載上の留意事項

入院年月日の欄及び入院形態の欄は、退院申出時のものを記載すること。

に改

別添様式紙に於て「第23条」や「第22条」に於て「第24条」や「第23条」に於て「第25条」や「第24条」に於て「第25条の2」や「第25条」に於て「申請等の添付書類」や「申請等の添付資料」に於て「又は神経科」に於て

- 2 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 3 重大な問題行動の欄は、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当するすべての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 5 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 6 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

也

- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 重大な問題行動の欄は、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。

- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

める。

両親が保護者である

措置年月日	年 月 日	今 回 の 入院年月日	年 月 日	入 院 形 態
保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年月日 年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年月日 年 月 日生
	住 所			
	選任年月日	年 月 日		

措置年月日	年 月 日	今 回 の 入院年月日	年 月 日	入 院 形 態

※ 「又は神経科」 「第33条第2項又は」 ※ 「第33条第2項入院」、「又は」 「第33条第2項・第4項入院」 ※ 「第33条第3項・第4項入院」 ※ 「第33条の4第2項入院」 ※ 「第33条の7第2項入院」 ※

- 3 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。
- 4 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。
- 5 保護者の選任年月日の欄は、家庭裁判所が保護者を選任した場合に記載すること。
- 6 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 7 生活歴及び現病歴の欄は、前回の病状報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 8 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 9 重大な問題行動の欄は、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当するすべての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 10 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 11 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 12 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 13 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回の病状報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととす

る。

- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 重大な問題行動の欄は、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 8 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

る。

氏名欄に記入

措置入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日	(満 歳)
	氏 名	(男・女)		(満 歳)	
	住 所				
保 護 者	フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
	フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
住 所					

措置入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日	(満 歳)
	氏 名	(男・女)		(満 歳)	
	住 所				

- 「2 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。
- 3 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。
- 4 措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 5 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」
- 「2 措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 3 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

氏名欄に記入

保護者の同意により入院した
年 月 日

氏

家族等の同意により入院した
年 月 日

氏名欄に記入 「又は神経科」

「
 保護者の同意により入院した
 年 月 日
 」
 又
 「
 家族等の同意により入院した
 年 月 日
 」
 又は「又は神経科」又

「
 保 護 者
 」
 又
 「
 同意をした家族等
 」

- 「1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者
 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日）
 5 その他（ ）
 」
 「1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等
 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人
 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日）
 8 市町村長
 」

は」及び「「第33条第2項入院」又は「第33条の4第2項入院」又「第33条の7第2項入院」

- 「4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
 8 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。
 9 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。
 10 事後審査委員会意見の欄は、記録の場合について記載すること。
 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。
 」
 「4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
 7 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
 8 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。
 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。
 11 事後審査委員会意見の欄は、記録の場合について記載すること。
 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。
 」

〆

別記様式第九号を次のように改める。

別記様式第9号 削除

別記様式第十号を次のように改める。

別記様式第10号（第9条関係）

同意書

1 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

本人との関係

- 1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等
- 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人
- 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ ）（選任年月日 年 日 日）

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ①本人と訴訟をした者又は本人と訴訟をした者の配偶者若しくは直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、③成年被後見人又は被保佐人、④未成年者

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 様

年 月 日

印

[印]

別添資料第11号

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)	
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
保 護 者	フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
	フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
住 所					

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		
	住 所			

- 「1 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。
- 2 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。
- 3 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院を経た場合にあつてはその入院年月日）を記載すること。
- 4 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

- 「1 入院年月日の欄は、第33条第1項又は第3項による医療保護入院の年月日を記載すること。
- 2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

別添資料第11号「保護者等」及び「家族等」並びに「第33条の4第2項」及び「第33条の7第2項」並びに「又は神経科」及び「保護者等」及び「家族等」

- 「3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 5 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。」
- 6 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 事後審査委員会意見の欄は、記録の場合について記載すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」
- 「3 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。」

「第33条第2項又は特定医師」や「特定医師」に該当する「第33条第2項入院」、や「第33条第2項・第4項入院」や「第33条第3項・第4項入院」に該当する「第33条の4第2項入院」や「第33条の7第2項入院」に該当する「(第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合には、入院した年月日も併せて記載すること。)」に該当する

- 「5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。 ㊦
- 8 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。
- 9 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。
- 10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」
- 「5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12か月間の治療の内容とその結果及び通院又は任意入院に変更できなかつた理由」の欄にその旨を記載すること。
- 8 退院に向けた取組の状況の欄は、
 - ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行つた時期やその後の相談の頻度等
 - ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等
 について記載することとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。
- 9 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」

㊦
 ㊧

(フリガナ) 措置入院者氏名		(男・女)	
保護者	氏名	(男・女)	続柄
	住所	(男・女)	続柄

(フリガナ) 措置入院者氏名	(男・女)
-------------------	-------

- 「2 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。
- 3 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。 ㊦

4 仮退院を必須と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。」
「2 仮退院を必須と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第一条 生活保護法施行細則(昭和三十八年栃木県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十七号(裏面)中「第23条」を「第22条」に改める。

(栃木県立病院利用規則の一部改正)

第三条 栃木県立病院利用規則(昭和三十八年栃木県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「入院させようとする者」を「入院させようとするその家族等」に、「第三十三条第一項の規定により入院の同意をしようとする保護者及び同条第二項の規定により入院の同意をしようとする扶養義務者(以下「保護者等」という。)をいう」を「第三十三条第二項に規定する家族等をいう。以下同じ」に改め、同項第一号中「精神科病院入院についての同意書」を「同意書」に改める。

第九条(見出しを含む。)中「保護者等」を「家族等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十五号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成五年栃木県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八号中 「5 エイペースメーカー (有・無) を
人工弁移植、弁置換 (有・無)」

- 「5 ペースメーカー (有・無) 手術日 年 月 日
人工弁移植、弁置換 (有・無) 手術日 年 月 日 に改める。
- 6 ペースメーカーの感応度 (クラスⅠ ・ クラスⅡ ・ クラスⅢ)
- 7 身体活動能力(運動強度) (メッツ) 」

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年栃木県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「、共同住居介護(ケアホーム)」を削る。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年栃木県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号付表一及び付表一―二中

「特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者 を

「 特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者 」に改め

同様式付表三及び付表三-1)中

「 事業所が申告する障害程度区分の平均値 」を

「 事業所が申告する障害支援区分の平均値 」に

精神障害者	

を

精神障害者	難病等対象者	

に改め

同様式付表五)中

「 特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者 」を

「 特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者 」に改

め、同様式付表七を削り、同様式付表八(その1)中

精神障害者	

を

精神障害者	難病等対象者	

に 「付表8 (その

3) 」を 「付表7 (その3) 」に改め、同様式付表八(その1)中

就労移行支援 (B 型)

を

就労継続支援 (B 型)

に

「 施設が申告する障害程度区分の平均値 」を

「 施設が申告する障害支援区分の平均値 」に改

め、同様式付表八を同様式付表七とし、同様式付表九) 「付表9-2」を「付表8-2」に

内部障害	

を

内部障害	難病等対象者

に改め、同様式付表九を同

様式付表八とし、同様式付表九一二中

内部障害	

を

内部障害	難病等対象者

に改め、同様式付表九一

を同様式付表八一とし、同様式付表十中「付表10-2」を「付表9-2」に改め、同様式付表十を同様式付表九とし、同様式付表十一一を同様式付表九一とし、同様式付表十一中「付表11-2」を「付表10-2」に

精神障害者	

を

精神障害者	難病等対象者

に改め、同様式付表

十一を同様式付表十とし、同様式付表十一一

精神障害者	

を

精神障害者	難病等対象者

に改め、同様式付表

十一一を同様式付表十一一とし、同様式付表十二中「付表12-2」を「付表11-2」に

精神障害者	

を

精神障害者	難病等対象者

に改め、同様式付表

十二を同様式付表十一とし、同様式付表十二一

精神障害者	

を

精神障害者	難病等対象者	

に改め、同様式付表

十一―IIを同様式付表十一―IIとし、同様式付表十一―IIの次に次のように加える。

付表12 (その1) 共同生活援助事業所 (グループホーム) の指定に係る記載事項

※ 指定申請する事業を○で囲んで下さい。

受付番号	
------	--

主たる事業所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 -) 栃木県 郡市						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 -)		
	氏名				住所	県 郡市		
	他の事業所、施設 又は医療機関の 従業者との兼務 (兼務の場合記入)	事業所等の名称 兼務する職種及び勤務時間等						
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等又は条例等				第 条第 項第 号				
利用定員数		人						
サービス 管理責任者	フリガナ				住所	(郵便番号 -)		
	氏名				住所			
従業者の 職種・員数	専従		世話人		生活支援員		サービス管理責任者	
			専従		専従		専従	
	従業者数	常勤(人)						
		非常勤(人)						
	常勤換算後の人数(人)							
基準上の必要人数(人)								
サービスの提供形態 (該当部分に○)	介護サービス包括型		生活支援員の業務の外部委託の予定 有(月 時間)・無					
	外部サービス利用型		受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の 名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地				別紙のとおり	
障害者支援施設等 との連携体制等	連携施設の種別・名称 支援体制の概要							
一体的に管理運営 を行う他の事業所								
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況			している・していない				
	苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者			
	その他							
協力医療機関	名称					主な診療科名		
協力歯科医療機関	名称							
添付書類	別添のとおり(定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等、共同生活住居の構造概要及び平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの)							

備考 「主たる事業所」とは、複数の共同生活住居がある場合、当該事業所からいずれの共同生活住居に対しても、概ね30分程度で移動可能な範囲にある事業所をいう。

別添付表1(その1)の付表13 指定障害福祉サービス事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項(総括表)(その1)の付表13(その1)指定障害福祉サービス事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項(総括表)の

身体障害者					知的障害者	精神障害者
細分無し	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語	内部障害		
事業所が申告する障害程度区分の平均値						

セ

身体障害者					知的障害者	精神障害者	難病等対象者
細分無し	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語	内部障害			
事業所が申告する障害支援区分の平均値							

セ

別添付表1(その1)の付表13 指定障害福祉サービス事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項(総括表)(その2)の付表13(その2)指定障害福祉サービス事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項(総括表)の

特定なし・身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児

セ

特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病等対象者

セ

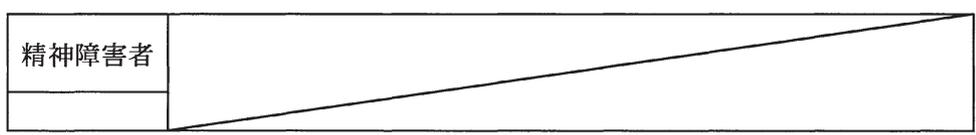
別添付表1(その1)の付表1及び付表1-1の

事業所が申告する障害程度区分の平均値

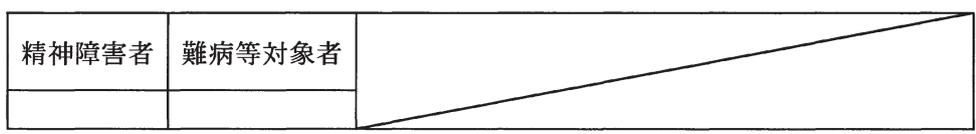
セ

事業所が申告する障害支援区分の平均値

セ

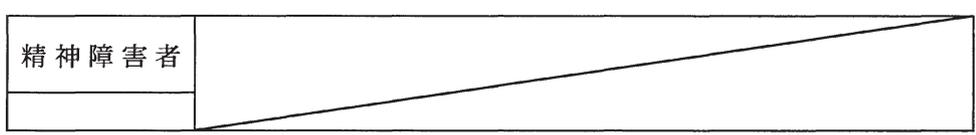


セ



セ

別添付表1(その1)の



セ

精神障害者	難病等対象者	△	」 「付表8（その

3) 」や「付表2（その3）」に定める 図様式を添付し（※611）中

就労移行支援
（B型）

就労継続支援
（B型）

施設が申告する障害程度区分の平均値

施設が申告する障害支援区分の平均値

め、図様式を添付し及び付表三-11中

精神障害者	△	」

精神障害者	難病等対象者	△	」

図様式を添付し

身 体 障 害 者					知的障害者	精神障害者
細分無し	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語	内部障害		
事業所が申告する障害程度区分の平均値						

身 体 障 害 者					知的障害者	精神障害者	難病等対象者
細分無し	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語	内部障害			
事業所が申告する障害支援区分の平均値							

める。
別記様式第六号中

共同生活介護			1新規 2変更 3終了			を に改
施設入所支援			1新規 2変更 3終了			
施設入所支援			1新規 2変更 3終了			

める。

(児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

第三条 児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給等に関する規則(平成十八年栃木県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第五号中

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号		を
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	疾病名	に

改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県規則第二十七号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則(平成七年栃木県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項第十二号中「並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)に基づく子ども手当」を「(以下「児童手当」という。)」に改める。

第三百十条第二項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 借入物品管理台帳

第六十五条第一項中「第二条第六号」を「第二条第五号」に改める。

第六十七条第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条第五号」を「第六条第六号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

別表第二二公所の長への特定委任事項の部環境森林部関係公所の長(環境管理事務所長を除く。)の款第一項中「造山事業、林道事業及び自然公園等施設整備事業の工事」を「土木建築工事」に改め、同項第一号中「2,000万円」を「1,000万円」に改め、同項第二号中「実行」の次に「(1件の金額が300万円以上のものの発注の発注を省略。)」を加え、同項第三号中「2,000万円」を「1,000万円」に改め、「発注」の次に「及び前号に求めた場合、1件の金額が300万円以上のものの発注の発注」を加える。

別表第三二特定決裁事項及び特定専決事項の部環境森林政策課の款を削り、同部環境森林政策課・自然環境課・林業振興課・森林整備課・馬頭処分場整備室の款中「湖沼森林対策課・自然環境課・林業振興課・森林整備

備課・馬頭処分場整備室)を「環境森林部各課室共通」に、「治山事業、林道事業及び自然公園等施設整備事業」を「土木建築工事」に改め、同部保健福祉課の款第二項を削り、同部医事厚生課の款を次のように改める。

医療政策課	1 栃木県医師修学資金貸与条例（平成17年栃木県条例第83号）に基づく次の事務	(1) 貸付金に係る予算の執行
	2 栃木県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年栃木県条例第19号）及び栃木県理学療法士、作業療法士及び診療放射線技師修学資金貸与条例（昭和47年栃木県条例第4号）に基づく次の事務	(1) 貸付金に係る予算の執行

別表第三二特定決裁事項及び特定専決事項の部農村振興課の款を削り、同部技術管理課の款第一項部長専決事項の欄第一号中「講堂工事金額」を「金額」に、「土木工事」を「工事」に改め、同欄第二号を次のように改める。

(2) 1件の金額が3,000万円以上の業務委託の検査

別表第三二特定決裁事項及び特定専決事項の部技術管理課の款第一項課長専決事項の欄第一号中「講堂工事金額」を「金額」に、「土木工事」を「工事」に改め、同欄第二号を削り、同欄第三号を同欄第二号とする。

別表第四課の出納員に委任する事項の項第一号中「共済費」の次に「児童手当」を加える。

別表第五二公所の出納員による専決事項の部第二項中「迷子」の次に「(総務事務部長が処理する事務に係るものを除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第百六十五条の改正規定及び第百六十七条の改正規定は、同月十六日から施行する。

(会計局会計管理課)

告 示

栃木県告示第百五十号

栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示（昭和六十一年栃木県告示第七百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、平成二十六年三月三十一日以前になされている複写の申立てに係るレントゲンフィルム複写料については、改正後の表診療料金の部検査結果の画像複写料の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

表診療料金の部レントゲンフィルム複写料の項を次のように改める。

検査結果の画像複写料	次に掲げる複写の方法に応じ、それぞれ次に定める金額													
	<table border="0"> <tr> <td>1 レントゲンフィルムへの複写</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 半切一枚につき</td> <td>六百六十円</td> </tr> <tr> <td>ロ 大角一枚につき</td> <td>五百四十円</td> </tr> <tr> <td>ハ 大四切一枚につき</td> <td>四百四十円</td> </tr> <tr> <td>ニ 四切一枚につき</td> <td>三百十円</td> </tr> <tr> <td>ホ 六切一枚につき</td> <td>二百十円</td> </tr> <tr> <td>2 光ディスクへの複写一枚につき</td> <td>千百円</td> </tr> </table>	1 レントゲンフィルムへの複写		イ 半切一枚につき	六百六十円	ロ 大角一枚につき	五百四十円	ハ 大四切一枚につき	四百四十円	ニ 四切一枚につき	三百十円	ホ 六切一枚につき	二百十円	2 光ディスクへの複写一枚につき
1 レントゲンフィルムへの複写														
イ 半切一枚につき	六百六十円													
ロ 大角一枚につき	五百四十円													
ハ 大四切一枚につき	四百四十円													
ニ 四切一枚につき	三百十円													
ホ 六切一枚につき	二百十円													
2 光ディスクへの複写一枚につき	千百円													

表診療料金の部初診患者（別の保険医療機関等から文書により紹介されたものを除く。）に係る初診料の加算料金の項中「二千七百円」を「二千七百七十円」に改め、同部保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定め

る医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号。以下「第四百九十八号告示」という。）第八号の計算方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院料（第四百九十八号告示第九号に掲げる者に係るものを除く。）の項中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、同部厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号。以下「先進医療告示」という。）第三第六号及び第八号に掲げるラジオ波焼灼療法に係る手術料の項を削り、同部先進医療告示第三第二十号に掲げる併用療法に係るカルボプラチンの投薬料の項中「先進医療告示」を「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）」に改め、同部家族性の乳がん及び卵巣がんに係る遺伝子検査料の項中「六千七百元」を「六千八百九十円」に、「五百十円」を「五百二十円」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償の対象となる診療（健康保険法（大正十一年法律第七十号）その他の法令の規定に基づく療養の給付として行われるものを除く。）に要した費用</p>	<p>診療報酬の算定方法の例により算定した金額と入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）の例により算定した金額との合計額に百分の百五十を乗じて得た額。ただし、その金額に十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額</p>
--	---

表中

<p>栃木県立がんセンターのセカンド・オピニオン料金</p>	<p>八千八十円（検査結果の判断、画像診断、病理標本作製、病理診断又は病理判断を行った場合には、八千八十円に、診療報酬の算定方法の例により算定した金額に百分の百五を乗じて得た金額（当該乗じて得た金額に十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額）</p>
--------------------------------	--

を

<p>栃木県立がんセンターのセカンド・オピニオン料金</p>	<p>八千三百十円（検査結果の判断、画像診断、病理標本作製、病理診断又は病理判断を行った場合には、八千三百十円に、診療報酬の算定方法の例により算定した金額に百分の百八を乗じて得た金額（当該乗じて得た金額に十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額）</p>
<p>生命保険及び損害保険の保険者による調査に係る医師の面談料</p>	<p>三十分につき 五千七百三十円</p>

に改め、同表栃木県立がん

センター特別室利用料金の部特一床病室Aの項中「一万五千元」を「一万五千四百円」に改め、同部特一床病室Bの項中「一万円」を「一万二百円」に改め、同部特一床病室Cの項中「七千五百円」を「七千七百十円」に改め、同部特一床病室Dの項中「一万五千元」を「一万八百元」に改め、同部特一床病室Eの項中「一万円」を「一万二百円」に改め、同部特一床病室Fの項中「七千円」を「七千二百円」に改め、同表とちぎりハビテーションセンター特別室利用料金の部特別室の項中「一万五千元」を「一万五千四百円」に改める。

（医事厚生課）

栃木県告示第百五十一号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年分補助金等から適用する。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

保健福祉部の部障害福祉課の款障害福祉サービス事業所等整備費補助金の項交付の対象である事務又は事業の内容の欄第一号中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同欄第二号中「同条第十項に規定する共同生活介護」を削り、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同欄第三号中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改め、同欄第四号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(障害福祉課)

栃木県告示第百五十二号

旅館業法施行条例第六条第一項第三号の規定による施設の指定に関する告示（昭和六十一年栃木県告示第八百四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月五日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

表七百二十六の項中「大森なかよし公園」を「なかよし公園」に改める。

表千六百四十九の項及び千六百五十の項を次のように改める。

千六百四十九 栃木市岩舟公民館	栃木市岩舟町静二二九二一一	栃木市
千六百五十 栃木市岩舟総合運動場岩舟体育館	栃木市岩舟町静二二九二一一	栃木市

表千六百五十二の項中「岩舟町」を「栃木市岩舟町」に改める。

表千六百五十三の項を次のように改める。

千六百五十三 小山児童公園	栃木市岩舟町豊岡字小山地内	栃木市
---------------	---------------	-----

(生活衛生課)